

社会福祉法人三重県厚生事業団

障害者支援施設

三重県身体障害者総合福祉センター

ご案内



三重県身体障害者総合福祉センターでは、身体に障がいがある方、高次脳機能障がいがある方、難病の方に対して、ひとりひとりのニーズに合わせ地域生活の実現および社会復帰や就労にむけてリハビリテーションをおこなっています。

障害福祉サービス ー入所利用、通所利用がありますー

- **自立訓練（機能訓練）**：定員 32名 標準利用期間 18ヶ月
自立した社会生活を送るために必要な機能訓練、コミュニケーション訓練、職業準備訓練等のサービスを提供します。
- **自立訓練（生活訓練）**：定員 14名 標準利用期間 24ヶ月
自立した社会生活を送るために必要な日常生活訓練、コミュニケーション訓練、職業準備訓練等のサービスを提供します。
- **就労移行支援**：定員 6名 標準利用期間 24ヶ月
就労に必要な能力の向上を目標としたサービスを提供します。
- **生活介護**：定員 8名 標準利用期間 65歳に達するまで
各種リハビリテーション等を通じて日中活動の場を提供します。
- **施設入所支援**：定員 40名
通所が困難な方に夜間の居住場所、入浴、食事などを提供します。

リハビリテーション

機能回復を目的とした「医学的リハビリテーション」、社会生活力向上のための「社会リハビリテーション」、復職や新規就労を目的とした「職業リハビリテーション」を実施しています。リハビリテーションの内容はひとりひとりのニーズに合わせ、個別支援計画に基づき決定されます。支援スタッフとしてサービス管理責任者、生活支援員、就労支援員等をはじめ、施設医、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を配置し、チームで支援をしています。

■ 医学的リハビリテーション

理学療法、作業療法、言語聴覚療法、認知リハビリテーションを行っています。なお、作業療法、理学療法は常時マンツーマン対応ではなく、また言語聴覚療法は医療保険対象となっています。

■ 理学療法



■ 作業療法



■ 認知リハビリテーション



■ 社会・職業リハビリテーション

外出訓練、自動車訓練、スポーツ訓練、創作訓練、グループワーク、作業訓練、情報訓練などを実施しています。

■ 外出訓練



公共交通機関利用の練習、店舗への外出などを行っています。

■ 自動車訓練



適性検査や運転の練習、自動車学校と連携した実車訓練を行っています。

■ スポーツ訓練



レク卓球、ポッチャ、フライングディスクなどを行っています。

■ 創作訓練



集中力、手の巧緻性を高めるため、手芸、焼き絵などを行っています。

■ 作業訓練



労働習慣、耐久性、集中力をつけるために軽作業を行っています。

■ 情報訓練



文字入力、文書や表の作成など、個別に応じた内容を行っています。

地域生活へ向けた支援

■面談

復職に向けた会社との面談、家族や関係機関との面談を実施します。

■自宅での生活へ向けた支援

生活プランの提案や生活環境の調査、サービス間の調整を行います。

■経済的な課題への支援

各種年金や福祉制度などの申請や手続き支援を行います。

■復職、新規就労に向けた支援

職業評価の実施や障害者雇用制度の紹介、ハローワークへの同行、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等と連携して就労支援を行います。

■健康の維持や管理に関する支援

自宅へ戻られた後も健康の維持や管理ができるように、施設利用中は看護師による健康管理を行います。



ご利用の対象となる方

- ・身体機能や日常生活動作の向上を希望される方
- ・復職や再就職を希望される方
- ・退院したけれど自宅での生活に不自由を感じている方
- ・高次脳機能障がいがあり、継続したりハビリテーションが必要な方
- ・特別支援学校を卒業後、自立した社会生活を目指す方

ご利用の要件

- ・15歳以上65歳未満
- ・以下のいずれかに当たる方
 - ①身体障害者手帳（肢体等）の所持者
 - ②高次脳機能障がいの診断がある方
 - ③難病指定を受けている方
- ・常時、医療や介護を必要としない方
- ・伝染性疾患がない方
- ・集団生活が困難ではない方

利用までの流れ

利用相談

見学・面談

施設医の診察

関係機関との調整

利用開始

- 身体障害者手帳の交付は申請から1ヶ月程度かかります。
- 利用にあたり障害福祉サービス受給者証の交付が必要になります。交付には指定特定相談支援事業所と契約しサービス等利用計画（案）が作成される必要があります。申請から交付まで1～2ヶ月程度かかります。

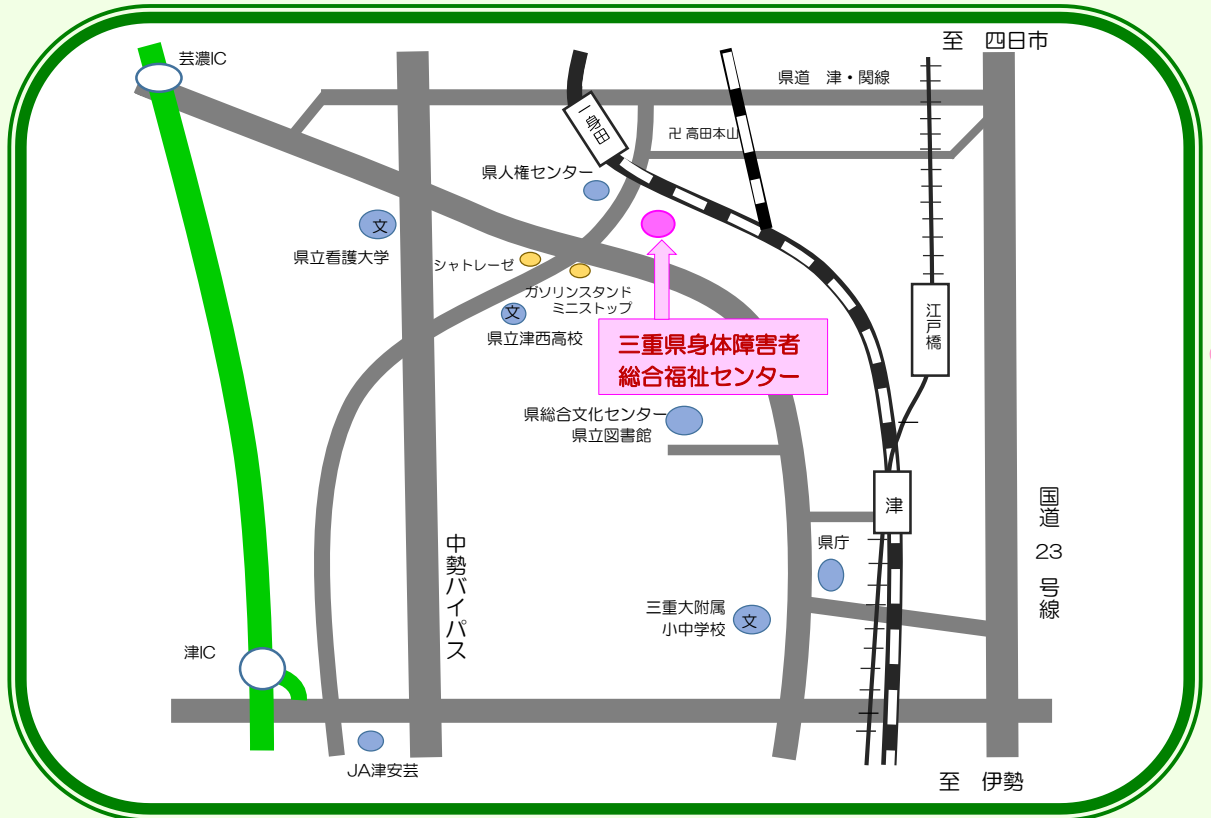
利用料金（利用者負担）

利用料金は「障害福祉サービス費用」と「実費負担」の合計額で決定されます。入所の場合、1ヶ月0円～約87,000円（平均約50,000円）、通所（週5回利用）の場合、0円～約23,000円かかります。

通所利用料金 … 障害福祉サービス費用（日中） + 実費負担（食費（昼））
入所利用料金 … 障害福祉サービス費用（日中、入所支援） + 実費負担（食費（朝昼夕） + 光熱水費）

障害福祉サービス費用の負担額は、本人と配偶者の所得に応じて負担限度額が設定されます。実費負担についても公的補助（補足給付）がある場合があります。詳細は住所地の役所（障害福祉課）でおたずねください。

交通のご案内



車をご利用の場合

- ・伊勢自動車道 津ICより約10分、芸濃ICより約15分

電車をご利用の場合

- ・近鉄・JR津駅西口より
タクシー約10分
三重交通バス「夢が丘団地行き」に乗車し約10分
※「身障者福祉センター」下車すぐ、または「人権センター口」下車徒歩5分
(詳しくは三重交通ホームページ等でご確認ください)
- ・JR一身体駅より 徒歩約15分

お問合せ先

三重県身体障害者総合福祉センター

〒514-0113 三重県津市一身体大古曾670番地2

TEL : 059-231-0037 (施設直通) 059-231-0155 (代表)

FAX : 059-231-0589

<http://www.mie-reha.jp/>

* 利用相談・施設見学等のご希望はお気軽にご連絡ください。

電話受付時間 平日8:30~17:00



当センターHP

発行：2020年2月